

長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 6 3 3

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。
長野市トップページ>MENU>健康・医療・福祉>
高齢者福祉・介護>介護保険>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

も く じ

- 過誤依頼票の様式変更について
- 介護事業者の「電子申請・届出システム利用原則化」について
- 令和7年度介護保険事業者等集団指導の実施について
(地域密着型事業所向け 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く)
- 長野市介護サービス事業者向けセミナー(第5回)のご案内について
- 自治体・事業者のための外国人介護人材確保・定着セミナーのご案内について
- 介護福祉士国家試験のパート合格による介護分野の特定技能外国人の在留期間延長について
- 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報【別紙8】
- 長野圏域介護保険事業者連絡協議会令和7年度第2回研修会開催要項【別紙9】
- 介護保険最新情報について

過誤依頼票の様式変更について

過誤依頼票の様式について一部変更いたしました。過誤依頼票をすでにダウンロードされている事業所においては、お手数ですが「ながの電子申請サービス」内にある添付ファイル2「提出日(西暦8桁)_事業所番号_過誤依頼票 ver.2.xlsx」をダウンロードして使用していただきますようお願いいたします。

【過誤申立についての注意点】

- ※過誤申立できるのは、国保連合会で審査決定済のものに限られます。返戻・保留となっている場合や、給付管理票を取り下げた場合は過誤申立できません。
- ※国保連合会請求後に誤りに気付いた場合、請求月の20日までであれば「希望返戻」として請求を取り下げることができます。この場合、市への連絡は不要ですので、国保連合会に直接返戻手続きを行ってください。

【ながの電子申請サービス URL】

(通常過誤)

https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54541



(同月過誤)

https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=54540



問い合わせ先：長野市介護保険課 給付担当

TEL：026-224-7871



介護事業者の 「電子申請・届出システム利用原則化」について

令和6年4月1日に「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、介護保険事業者の文書に係る事務負担の軽減のため、指定申請等（更新・変更・介護給付算定に係る体制等に関する届出等）の手続きは、厚生労働省が提供する「電子申請届出システム」を利用し行うことが原則化されました。

長野市においては、令和6年11月より「電子申請届出システム」による指定申請、変更届出等の手続きの受付を開始し、指定申請等の手続きは原則電子申請で行うものとしています。本システムを利用することで、介護事業所のみなさんの文書負担軽減につながります。ぜひご利用ください。

電子申請を行うにはまず、g Biz IDの取得が必要です。詳細は長野市のホームページまたは添付の介護事業所向けリーフレット【別紙1】をご覧ください。

長野市：指定申請、変更届出等に係る電子申請届出システムの運用

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p005871.html>

問い合わせ先

【介護事業所等】

高齢者活躍支援課 介護施設担当

TEL：026-224-5094

Eメール：kourei@city.nagano.lg.jp

【居宅介護支援事業所】

地域包括ケア推進課 企画・管理担当

TEL：026-224-7935

Eメール：houkatsucare@city.nagano.lg.jp

令和7年度介護保険事業者等集団指導の実施について (地域密着型事業所向け 地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く)

標記の件につきましては、各サービス事業所宛てに、ご登録いただいているメールアドレスに1月21日付けで通知を送信しています。

令和7年度介護保険事業者等集団指導を実施しますので内容をご確認いただくとともに、関係法令を遵守した適正な事業運営を行っていただきますようお願いいたします。開催方法及び受講方法については【別紙2】をご確認ください。

なお本指導は、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所を除く地域密着型の事業所を対象としております。

※居宅サービス、施設サービス、密着特定、密着特養につきましては、長野県ホームページに資料・動画が掲載されておりますので、受講内容に間違いがないようご注意ください。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094

長野市介護サービス事業者向けセミナー（第5回）のご案内について

標記の件につきまして、以下のとおり第5回の介護サービス事業所向けのセミナーを開催します。受講希望の施設等におかれましては、【別紙3】をご確認いただき、申込期限までにお申し込みください。

2月20日（金） 介護事業者向けICTを活用した職場運営

13時30分から、オンラインで開催する予定です。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当
TEL：026-224-5094

自治体・事業者のための外国人介護人材確保・定着セミナーのご案内について

長野県介護支援課から、「外国人介護人材の確保・定着セミナー」について周知依頼がありました。参加を希望される場合は、【別紙4】を参照いただき、申込期限までにお申し込みください。

問い合わせ先：株式会社NTT データ経営研究所
ライフ・バリュー・クリエーションユニット
担当：保坂、奈良
Eメール：kaigai-kaigo@nttdata-strategy.com

介護福祉士国家試験のパート合格による介護分野の特定技能外国人の在留期間延長について

標記の件につきまして、厚生労働省から【別紙5】のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

介護福祉士国家試験のパート合格による介護分野の特定技能外国人の在留期間延長について、第38回介護福祉士国家試験（令和8年実施）より、介護分野の特定技能外国人のうち、特定技能の在留期間（通算5年）経過直前の介護福祉士国家試験において全パートを受験し、

①当該試験において1パート以上合格している、かつ

②当該試験において総得点に対する合格基準点の8割以上の得点がある

等の一定の要件（※）を満たした方については、最長1年間の在留期間延長を可能とする措置が講じられます。

（※）その他の要件は以下の通り。

- ・当該外国人に翌年度の介護福祉士国家試験合格に向けた学習意欲があり、かつ、翌年度の介護福祉士国家試験を受験することを誓約すること
- ・特定技能所属機関において学習計画（翌年度の国家試験合格を目指すための具体的な計画等）を対象者本人とともに作成し、厚生労働省に提出すること

添付資料

- 【別紙6】「パート合格（合格パートの受験免除）の導入に基づく特定技能1号の在留期間延長に関する措置に係るQ&A」
- 【別紙7】「参考資料」

つきましては、内容に関して十分御了知いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：長野県健康福祉部介護支援課 介護人材係
TEL：026-235-7129



介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

【介護保険最新情報 Vol. 1462】

「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に関するQ & A（第1版）」の送付について

【介護保険最新情報 Vol. 1463】

「認知症希望のリレーフォーラム in 藤枝とともに生き生き暮らせるまちを一緒につくろう！
～希望大使とともに、みんなでアクション～」の開催について（現地・オンラインのハイブリッド開催）

【介護保険最新情報 Vol. 1464】

令和8年7月貸与分から適用される福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について（新商品に係る分）

【介護保険最新情報 Vol. 1465】

介護保険法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令の公布について（通知）

【介護保険最新情報 Vol. 1466】

「介護現場の働きやすい職場環境づくりに向けた経営の協働化・大規模化の進め方ガイドライン」について

【介護保険最新情報 Vol. 1467】

「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に係る広報資材等について」について

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要な情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《問い合わせ先》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当
電 話：026-224-7871（直通）/ F A X：026-224-8694
Eメール：kaigo@city.nagano.lg.jp

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市